

達成度グリップ2 (成果) *公司法サブプロジェクトのみ

分野	活動	情報源	指標(期待される結果)	実績
サブプロジェクト1: 公司法の改正	<p>[成果1]以下の点について立法関係者が理解し、その知見が生かされた法案が起草され、成立する</p> <p>(1) 投資・起業促進</p> <p>(2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス)</p> <p>(3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム</p> <p>(4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性</p>	<p>商務部から提供される条文</p>	<p>[指標1]</p> <p>(1) 公司法に明らかな日本法の知見が反映された条文が組み込まれる。</p> <p>(2) 公司法に周辺法との整合性を意識した条文が組み込まれる。</p> <p>(3) 活動参加者の日本法に対する理解度。</p>	<p>(別添2-1)「<u>公司法主要改正点</u>」</p> <p>(別添2-2)「<u>中国公司法新旧条文対照表</u>」</p> <p>—<u>JICA 経済法企業法整備プロジェクト</u>—</p> <p><u>公司法研究会におけるトピックスを中心に</u>」</p>

公司法主要改正点

<p>範疇</p> <p>投資・起業促進</p>	<p>最低資本金の引き下げ</p> <p>——旧法では、最低資本金が製造業 50 万円(旧 23 条)であったのが、草案で 5 万円、新法で 3 万円に引き下げられた(新 26 条)。また、資本金の分割払込み制度が導入され、初回出資額は登録資本の 20%以上であればよく(新 26 条)、起業が容易になった。</p> <p>最低資本制度</p> <p>——株式会社有限会社の最低登録資本金は 1,000 万円(旧 72 条 2 項)から、500 万円に引き下げられた(新 81 条 2 項)。</p> <p>無形資産の出資比率引き上げ、および株式出資</p> <p>——出資については、通貨以外の出資が従来から認められていたが(旧 24 条)、通貨出資割合が旧法では 80%以上とされていたのが(旧 24 条 2 項)、新法では 30%以上とされ、非通貨出資割合が高く認められた(新 27 条 2 項)。草案では株式出資が求められることが明文化されていたが、新法では明文化は避けられた。</p> <p>外部投資比率引き上げ</p> <p>——特段の規定はない。</p> <p>発起人の員数</p> <p>——旧法では、株式会社設立時には発起人が 5 人以上いることとしていたが(旧 75 条)、草案では 5~200 人以下、新法では 2~200 人以下とされた(新 79 条)</p>
<p>会社の健全な経営</p>	<p>上場会社の企業統治</p> <p>——旧法では、上場会社にのみ適用する会社機関に関する規定はなかったが、新法では、上場会社の機関に関する特別規定を設けた(新 121~125 条)。とりわけ独立取締役の規定(新 123 条)、および董事会秘書の設置(新 124 条)。</p> <p>独立取締役</p> <p>——旧法では関連条文はなかったが、新法で上場会社は独立取締役を置き、具体的規定は国務院が定める(新 123 条)とされた。独立取締役の概念を規定するのは、今後の課題である。</p> <p>出資証明・出資評価</p> <p>——出資については、法定の出資検査機関の審査を受け、出資証明を取得(旧 26 条、新 29 条)。現物出資の評価が低い場合には、差額補填しなければならない(旧 28 条、新 31 条)。この点については、新旧法において大きな差異はない。</p> <p>関連取引</p> <p>——旧法では、会社が他の会社に投資する場合には、出資額を限度として有限責任を負うとされていた(旧 12 条)、新法では、会社の投資又は担保提供については、董事会、株主総会の決議が必要であるとし(新 16 条)、関連取引に関する規制を厳格にした。</p> <p>内部監督メカニズム</p> <p>——とりわけ監事会、監事の権限(旧 54 条)について補充が行われた。株主会における意見提出権(新 54 条 5 号)および董事・高級管理職に対する訴訟提起権(新 54 条 6 号)。</p> <p>自己株式買受</p> <p>——旧法では、資本減少、会社合併を除き自己株式の買受はできないとされていた(旧 149 条 1 項)、新法では、従業員のストックオプション、および株主が要求する場合を追加(新 143 条 1 項 3 号、4 号)。</p>

株主・債権者の合法的權益の保護	<p>株主の權益保護 ——旧法では、会社の法令順守（旧 14 条）や株主総会の権能（旧 104 条）などの規定があると程度であったのが、新法では、関連取引に関する株主会（総会）決議の必要規定（新 16 条）、支配株主等の地位濫用の禁止（新 21 条、149 条）、決議への法令違反の回復（新 22 条）、自己株式取得禁止（143 条）、董事などの賠償責任（新 150 条）など株主權益保護が強化された。</p> <p>高級管理職の報酬 ——独立社外董事や監事の報酬について、議論されているようであるが、公司法においては新旧法ともに規定はない。</p> <p>株主訴訟 ——新法では、第 6 章に会社の董事、監事および高級管理職の資格及び義務に関する規定を特段に設けた（新 147 条～153 条）。この中で、株主訴訟について規定（152 条、153 条）。</p> <p>会社解散請求権 ——株主が会社の解散請求の訴えを人民法院に提起することを認めた（新 183 条）。旧法には、同様規定は存在しなかった。</p> <p>長期利益未配会社への訴え ——草案起草段階では議論されたテーマであるが、新旧法ともに明文化はされていない。</p>
関連法との整合性	<p>国有資産管理機関と国有独資公司 ——旧法では 2 章 3 節（64～72 条）に規定され、新法では、2 章 4 節（65～71 条）に規定がある。特段の大きな改正点はないが、通常の有限責任会社の組織への接近がある（65 条 1 項）。</p> <p>集団企業の財産権の帰属 ——集団企業内部の関連取引の関係などで議論されているようであるが、新旧法ともに特段の規定はない。</p>
その他	<p>一人会社の認可 ——新法で一人会社を認容（新 58 条）。一人会社の登録最低資本金額は 10 万元とする（新 59 条）。</p> <p>一人会社と有限責任 ——一人会社は、有限責任会社であり（新 58 条）、このことは営業許可証に明記される（新 60 条）。一人会社の株主は、会社の債務に対して連帯責任を負わなければならない（新 64 条）。</p> <p>——株主の権利濫用を禁止し（新 20 条 1 項）、会社又はその他株主に損害をもたらした場合の損害賠償責任を規定した（新 20 条 2 項）。同様に、支配株主等の地位濫用の禁止も規定した（新 21 条）。</p> <p>登記機関の違法行為 ——新法では、会社登記に関して明確に規定した。設立登記（新 6 条）、営業許可証（新 7 条）、商号（新 8 条）などがある。登記機関の違法行為についての議論はあったようであるが、明文化はされなかった。</p> <p>出資者責任 ——旧法と同様であるが、出資者の出資払込義務（新 28 条、84 条）、現物出資の差額補填（新 31 条）、出資払戻の禁止（新 36 条、92 条）などがある。</p>

中国公司法新旧条文对照表—JICA 中国経済法企業法整備プロジェクト—公司法研究会におけるトピックスを中心に

<p>第二回公司法研究会 第1部<公司法と証券法の整合性>—浜田道代教授「日本における会社法と証券取引法との整合性問題について」 第2部<独立取締役・監査役会など公司法改正の論点>—布井千博教授「会社法と証券取引法コーポレート・ガバナンスを中心として」 第二回研究会のトピックス</p>	<p>旧公司法の関連条文</p>	<p>改正公司法草案の関連条文 (2005年7月5日付け)</p>	<p>新公司法の関連条文</p>	<p>研究会における討議事項 (草案をもとに討論) JICA 専門家のコメント</p>
<p>トピックス1 会社法の射程</p>	<p>第1条(目的) 現代企業制度を建設する需要に適応し、会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主及び債権者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づいて、本法を制定する。</p>	<p>第1条(目的) 現代企業制度を建設する需要に適応し、(新法がこの文言を削除)、会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主及び債権者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、憲法に基づいて(新法がこの文言を削除)、本法を制定する。</p>	<p>第1条(目的) 会社の組織及び行為を規範化し、会社、株主及び債権者の適法な権益を保護し、社会経済秩序を維持し、社会主義市場経済の発展を促進するため、本法を制定する。</p>	<p>公司法と証券法はか関連法規の射程を区別し、明らかにする必要はある。 日欧米の会社法と証券取引法の関係について紹介</p>
<p>トピックス2 会社設立の方式</p>	<p>第74条(設立形態) 株式会社の設立は、發起設立又は募集設立の方式をとることができる。 2 發起設立とは、会社が発行すべき株式の全部を發起人が引き受けて会社を設立することをいう。 3 募集設立とは、会社が発行すべき株式の一部を發起人が引き受け、その他の部分を公開募集して会社を設立することをいう。</p>	<p>第88条(設立形態) 株式会社の設立は、發起設立又は募集設立の方式をとることができる。 2 發起設立とは、会社が発行すべき株式の全部を發起人が引き受けて会社を設立することをいう。 3 募集設立とは、会社が発行すべき株式の一部を發起人が引き受け、その他の部分を公開募集して会社を設立することをいう。</p>	<p>第78条(設立形態) 株式会社の設立は、發起設立又は募集設立の方式をとることができる。 2 發起設立とは、会社が発行すべき株式の全部を發起人が引き受けて会社を設立することをいう。 3 募集設立とは、会社が発行すべき株式の一部を發起人が引き受け、その他の部分を公開募集して又は特定の対象者に対し募集して(新法がこの文言を追加) 会社を設立することをいう。</p>	<p>日本において募集設立はほとんど事例がないが、外国人が發起設立に加わった場合に發起設立と同様の責任を負うことを嫌う。</p>
<p>トピックス3 株式会社の設立</p>	<p>第75条(發起人の員数) 株式会社を設立するときは、5名以上の發起人がいなければならない。發起人が中国国内に住所を有していなければならない。 2 国有企業を株式会社に変更する場合において、發起人は5人を下回ることであり、募集設立の方式をとらなければならない。</p>	<p>第89条(發起人の員数) 株式会社を設立するときは、5名以上200人以下の發起人がいなければならない。發起人が中国国内に住所を有していなければならない。 2 国有企業を株式会社に変更する場合において、發起人は5人を下回ることであり、募集設立の方式をとらなければならない。</p>	<p>第79条(發起人の員数) 株式会社を設立するときは、2名以上200名以下の發起人がいなければならない。發起人が中国国内に住所を有していなければならない。</p>	<p>日本において募集設立はほとんど事例がないが、外国人が發起設立に加わった場合に發起設立と同様の責任を負うことを嫌う。</p>

2005

トビックス3 監査にかかわる 規定 ①監査役(会) の権限	第54条(監事会、監事の権限) 監事会若しくは監事は、次に掲げる権限を行う。 (1) 会社の財務を検査すること (2) 董事・経理が会社の職務を執行するにあたって法律・法規若しくは定款違反を監督すること (3) 董事と経理が会社の利益に損害を与えるとき、董事と経理にその回復を要求すること (4) 臨時株主総会の開催を提案すること (5) 定款に定めるその他の権限を行うこと	第58条(監事会、監事の権限) 監事会又は監事会を設けない会社の監事は、次に掲げる権限を行使する。 (1) 会社の財務の検査 (2) 董事、高級管理職員の会社職務執行時に対する監督、並びに法律、行政法規、会社定款又は株主会の決議に違反する董事、高級管理職員に関する罷免意見の提出 (3) 董事及び高級管理職員の行為が会社の利益に損害を与える場合における、董事と高級管理職員に対する是正の要求 (4) 臨時取締役会議に出席し、取締役会における決議事項に対し質疑あるいは提言を提出する(新法が4号を削除) (5) 臨時株主会議の提案、董事会が本法に定める株主会議の招集及び主権の職責を履行しない場合の株主会議の招集及び主権 (6) 株主会に対する意見の提出 (7) 会社定款に定めるその他の職権	第54条(監事会、監事の権限) 監事会又は監事会を設けない会社の監事は、次に掲げる権限を行使する。 (1) 会社の財務の検査 (2) 董事、高級管理職員の会社職務執行時に対する監督、並びに法律、行政法規、会社定款又は株主会の決議に違反する董事、高級管理職員に関する罷免意見の提出 (3) 董事及び高級管理職員の行為が会社の利益に損害を与える場合における、董事と高級管理職員に対する是正の要求 (4) 臨時株主会議の提案、董事会が本法に定める株主会議の招集及び主権の職責を履行しない場合の株主会議の招集及び主権 (5) 株主会に対する意見の提出 (6) 本法第152条の規定に基づく、董事、高級管理職に対する訴訟の提起(新法が6号を追加) (7) 会社定款に定めるその他の職権	日本におけるコーポレートガバナンス、内部監査メカニズムを紹介(具体的企業の事例を含む。) OECDコーポレートガバナンス原則などの資料を提供。
② 独立取締役(独立 董事)について	関連条文なし	第154条(独立董事) 上場会社の董事会の構成員は、三分の一が独立した社外取締役でなければならない。 2 独立した社外取締役は法律、経済、財務面で専門知識と好ましい社会的信用を有するものが担当する。 3 会社との間で利益が矛盾する関係にあり、会社の事務進行について独立した客観的判断を阻害する可能性がある場合、独立した社外取締役を担当することはできない。	日本の監査役職の紹介 日本の委員会等設置会社の監査委員会について、および監査機能の紹介。 関連取引と財務について監督することは理解できるが、監査委員会よりも取締役会で 行う事項。	日本の監査役職の紹介 日本の委員会等設置会社の監査委員会について、および監査機能の紹介。
③ 会計監査に関する規定について	第174条(会計制度) 会社は、法律と行政法規及び国務院の財政主官部門の規定に従い、その会社の財務と会計の制度を制定しなければならない。	第201条(財務、会計制度の確立) 会社は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定により、自社の財務、会計制度を確立しなければならない。	第164条(財務、会計制度の確立) 会社は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定により、自社の財務、会計制度を確立しなければならない。	日本における株式会社の情報開示・監査体制について紹介。

	<p>第175条(会計報告) 会社は、会計年度終了ごとに財務会計報告を作成し、法により監査されなければならない。財務会計報告は、次に掲げる計算書類及び付属明細書を含まなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 貸借対照表 (2) 損益計算書 (3) 財務状況変動表 (4) 財務状況説明書 (5) 利益金処分計算書 <p>第176条(会計報告の通知と公告) 有限責任会社は、定款に定める期限までに財務会計報告を各株主に送付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株式会社は、財務会計報告は、株主総会の二十日以上前にその会社に備え、株主に関覧に供しなければならない。 3 募集設立の方法で設立された株式会社は、財務会計報告を公告しなければならない。 	<p>第202条(財務会計報告書の作成) 会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない。財務会計報告書は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定に従って作成しなければならない。</p> <p>第203条(財務会計報告書の送付等) 有限責任会社は、会社定款に定める期限までに財務会計報告書を各株主に送付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株式会社の財務会計報告書は、株主総会の定時総会開催の20日前までに、会社に備え付け、株主の関覧に供しなければならない。株券を公開発行した株式会社は、財務会計報告書を公告しなければならない。 	<p>第165条(財務会計報告書の作成) 会社は、毎会計年度終了時に、財務会計報告書を作成し、法により会計士事務所の監査を受けなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 財務会計報告書は、法律、行政法規及び国務院財政部門の規定に従って作成しなければならない。 <p>第166条(財務会計報告書の送付等) 有限責任会社は、会社定款に定める期限までに財務会計報告書を各株主に送付しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 株式会社の財務会計報告書は、株主総会の定時総会開催の20日前までに、会社に備え付け、株主の関覧に供しなければならない。株券を公開発行した株式会社は、財務会計報告書を公告しなければならない。 	<p>日本における企業会計、財務報告に関する規制などの推移・経済的背景の紹介、および会社法と証券取引法における規定の関係について紹介。</p>
<p>トピック4 自己株式の買受</p>	<p>第149条(自社株の取得) 会社は、その会社の株券を買い受けることができず、ただし、資本の減少に際して株券を消却する場合、若しくはその会社の株券を消却する会社と合併する場合をこの限りでない。</p> <ol style="list-style-type: none"> 2 会社は、前項の規定により株券を買い受けた場合は、10日以内にその株券を消却し、法律と行政法規により登記の変更を行い、公告しなければならない。 	<p>第178条(自己株式取得の禁止) 会社は自己株式を購入してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社の登録資本を減少する場合 (2) 自社株式を保有する他の会社と合併する場合 (3) 株式を褒賞として自社の従業員に給付するとき <ol style="list-style-type: none"> 2 会社が前項の規定に従い自己株式を購入した場合は、第(1)号、第(2)号に該当するときは、購入から10日以内に消却しなければならない。会社が第1項第(3)号の規定により購入する自己株式は、当該会社の発行済株式総額の0.5パーセントを超えてはならない。 3 会社は、自己株式を質権の目的物とし 	<p>第143条(自己株式取得の禁止) 会社は自己株式を購入してはならない。但し、次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りではない。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 会社の登録資本を減少する場合 (2) 自社株式を保有する他の会社と合併する場合 (3) 株式を褒賞として自社の従業員に給付するとき (4) 株主が株主会又は株主総会で行った会社合併又は分割の決議に異議を有し、会社そのものの株式の買取を求めるとき。(新法が4号を追加) 2 会社は、前項第(1)号から第(3)号までの原因により自己株式を購入する場合、株主総会の決議を経なければならない。(新法がこの文言を追加) 会 	<p>日本の会社の機関の役割、機能、コーポレートガバナンスの紹介</p>

トピック5 会社の投資について（無限責任社員問題）	第12条（他の会社への投資） 会社は、他の有限責任会社又は株式有限会社に投資し、その出资额を限度として投資する。 2. 他の有限責任会社、株式有限会社に投資した会社は、国務院が規定した投資会社と持株会社を除き、他の会社への累計投資額は、その会社の純資産の百分の五十を超えない。ただし、投資後、投資を受けた会社の利益を資本に組み入れたことによる増加額はこの範囲に含まれない。	て受け入れてはならない。	社が前項の規定に従い自己株式を購入した場合は、第(1)号に該当するときは、購入から10日以内に消却しなければならぬ。第(2)号、第(4)号に該当するときは、6か月以内に譲渡又は消却しなければならない。 3. 会社が第1項第(3)号の規定により購入する自己株式は、当該会社の発行済株式総額の5パーセントを超えてはならない。購入に用いる資金は、会社の税引き後利益から支出しなければならない。購入した株式は1年以内に従業員に譲渡しなければならない。 <u>（新法がこの文言を追加）</u> 4. 会社は、自己株式を質権の目的物として受け入れてはならない。	日本における自己株式買受を認める要件について紹介。
トピック6 支配株主の誠実義務	下記「法人格否認」のところ参照	第12条（他の会社への投資） 会社は、他の有限責任会社又は株式有限会社に投資し、その出资额を限度として投資した会社の責任を負うことができる。	第16条（投資又は担保提供についての決議） 会社がその他の企業に投資し、又は他人のために担保を提供する場合は、会社定款の規定に従い、董事会、株主会又は株主総会が決議する。会社定款が投資又は担保の総額及び個別の投資又は担保の金額について限度額を定めている場合は、その所定の限度額を超えてはならない。 2. 会社が会社の株主又は実質支配者のために担保を提供する場合は、株主会又は株主総会の決議を経なければならない。 3. 前項に定める株主又は前項に定める実質支配者の支配を受ける株主は、前項に定める事項に関する議決に参加してはならない。かかる議決は会議に出席するその他の株主の保有する議決権の過半数によって採択する。	関連当事者取引の問題——取締役と会社間、親子会社間——に關して会社法による実體規制と証券取引法による開示規制について紹介。
				株主保護は会社法が規律し、投資者保護は証券法が規律。

②

20

トピック7
取締役の連帯責任

第三回公司法研究会

第1部 <一人会社と法人格否認>——江頭憲治郎教授「一人会社と法人格否認」
第2部 <資本制度について>——周剣龍教授「日本における会社最低資本制度の最新動向」
——布井千博教授「授権資本制度に関する若干の考察」

第三回研究会のトピックス

旧公司法の関連条文

トピックス1
一人会社について

第22条(定義) 自然人1名、企業法人一つ或いはその他の経済組織一つで設立する有限責任会社を一人有限責任会社とする。

第82条(適用) 一人有限責任会社は本節の規定を適用する以外にも、本法の有限責任会社に関する規定を適用する。

第83条(登録資本最低限度額等) 自然人1人は一人有限責任会社1社しか投資設立できない。一人有限責任会社の登録資本最低限度額は5万人民元とする。

第84条(一人有限責任会社の明記) 一人有限責任会社は、会社の名所の中に「一人有限責任会社」の文字を明記しなければならない。

第85条 一人有限責任会社の定款は、株主が制定する。

第86条(株主会の不設置) 一人有限責任会社は、株主会を設けない。

新公司法の関連条文

第58条(適用及び定義) 一人有限責任会社の設立及び組織機構については、本節の規定を適用する。本節に規定がない場合は、本章第1節、第2節の規定を適用する。

2 本法において一人有限責任会社とは、株主が1人の自然人又は1社の法人のみである有限責任会社をいう。

第59条(登録資本最低限度額等) 一人有限責任会社の登録資本最低限度額は10万人民元とする。株主は、会社定款に定める出資額を一括で払い込まなければならない。

2 1人の自然人は、一人有限責任会社を1社のみ投資設立することができる。当該一人有限責任会社は、新たに一人有限責任会社を投資設立することとはできない。

第60条(一人有限責任会社の明記) 一人有限責任会社は、会社登記において自然人の独資か又は法人の独資かを明記し、かつ会社営業許可証にも明記しなければならない。

第61条(定款) 一人有限責任会社の定款は、株主が制定する。

研究会における討議事項
(草案をもとに討論)
JICA 専門家のコメント

日本における一人会社の取扱いについて紹介

ら

トビックス2 法人格否認につ いて	関連条文なし	<p>第19条(株主の権利濫用の禁止) 会社の株主は、法律、行政法規及び会社定款を遵守し、法に従って株主の権利を行使し、会社の有限責任を濫用して、会社またはその他の利益が矛盾する関係者の利益を損ねてはならない。</p> <p>2 会社の筆頭株主は、人材、財務、業務等の面で会社からの独立を維持しなければならぬ。会社の筆頭株主は、人材、財務、業務等の面で会社と混同(独立性のない)の場合、会社の財務について連帯責任を負わなければならない。</p> <p>第20条 会社の取締役、監査役、社長及びその他の高級管理者は法律、行政法規並びに定款を遵守し、会社に対して忠実と勤勉の義務を負う。</p>	<p>第62条(株主会の不設置) 一人有限責任会社は、株主会を設けない。株主が本法第38条第1項に掲げる決定を行うときは、書面の形式によらなければならないが、かつ株主が署名した後、会社に備えなければならない。</p> <p>第63条(財務会計報告) 一人有限責任会社は、各会計年度が終了する時点で財務会計報告書を作成し、かつ会計士事務所¹の監査を受けなければならない。(新法がこれを追加)</p> <p>第64条(株主の連帯責任) 一人有限責任会社の株主は、会社の財産が株主自身の財産から独立していることを証明することができない場合は、会社の債務について連帯して責任を負わなければならない。(新法がこれを追加)</p>	<p>法人格否認の法理適用の判断基準を紹介。 最高人民法院が司法解釈を作成する由。今後、最高人民法院との判例研究などを通じて、判断基準をより具体的に紹介することとする。</p>	<p>草案は法人格否認を筆頭株主に限定したが、新法はすべての株主に拡大している。</p> <p>(266条の3) 取締役の第三者に対する損害賠償責任の紹介。</p> <p>グループ間において不正な条件で取引が行われると少数株主、会社債権者の利益が害される恐れがある。</p>
-------------------------	--------	---	--	--	---

トビックス3 資本金制度につ いて	第23条 (資本の最低限度) 有限責任会 社の登録資本は、会社登記機関に登録 したすべての株主が実際に出資した 出資額とする。 2 有限責任会社の登録資本は、次に掲 げる最低限度を下回ることができな い。 (1) 製造業を主たる事業とする会社は 五十万人民元 (2) 卸売業を主たる事業とする会社は 五十万人民元 (3) 小売業を主たる事業とする会社は 三十万人民元 (4) 科学技術開発・コンサルタント 業・サービス業の会社は十万人民 元 3 特定業種の有限責任会社の登録資 本の最低限度は、前項に定める額以上 の額を法律と行政法規によって別に 定める。	第24条 (登録資本金最低限度額) 有限責 任会社の登録資本は、会社登記機関に 登記した全株主の引き受けた出資額と する。会社の全株主の初回出資額を 下回らず、また法に定める登録資本最低限度 額を下回ってはならないものとし、その 残りの部分は株主が会社成立日から2 年以内に全額払い込まなければならない 。有限責任会社の登録資本の最低限度 額は、5万人民元とする。法律、行政法 規に有限責任会社の登録資本金につい て別途規定する場合は、その規定に従 う。	第21条 (支配株主等の地位濫用の禁止) 会社の支配株主、実質支配者、董事、 監事、高級管理職員はその関連関係の 地位を利用して会社の利益を損なつ てはならない。前項の規定に違反し、 会社に損害をもたらした場合は、賠償 責任を負わなければならない。	日本では監査役・監査役会・ 監査委員会、取締役の職務 遂行に関する違法行為を監 査する義務がある。
(出資、無形資 産の出資、株 式出資など)	第25条 (出資) 株主は、通貨をもって出 資することができ、現物、知的財産権、 非特許技術、土地使用権、株式をその自 際価格を評価して出資することもでき る。出資する現物、知的財産権、非特許 技術、土地使用権、株式については、そ の科学を評価し、財産を評価して株式に 引き当てることができ、また株主が書面 をもって価額を決定することもできる が、その評価は高すぎても低すぎてもな らない。法律、行政法規が法によって股 立された資産評価機関に価額評価する	第26条 (登録資本金最低限度額) 有限 責任会社の登録資本は、会社登記機 関に登録した全株主の引き受けた出 資額とする。会社の全株主の初回出資 額は、登録資本の20パーセントを下 回ってはならず、また法に定める登録 資本最低限度額を下回ってはならな いものとし、その残りの部分は株主が 会社成立日から2年以内に全額払い 込まなければならない。投資会社は5 年以内に全額を払い込めばよい。有限 責任会社の登録資本の最低限度額は、 3万人民元とする。法律、行政法規に 有限責任会社の登録資本の最低限度 額についてより高い規定がある場合 は、その規定に従う。	日本および諸外国の方針や 規定などについて紹介 日本の最低資本制度廃止に 至る経緯、立法背景について 紹介。 草案では株式出資が明文化 されていたが、改正法では明 文化はされず。	日本では監査役・監査役会・ 監査委員会、取締役の職務 遂行に関する違法行為を監 査する義務がある。

<p>資する金額は、有限責任会社の登録し本の20%を超えてはならない。但し、国が最新の技術成果の採用については別途規定をしている場合にはこの限りではない。</p>	<p>第78条(登録資本) 株式会社の登録資本は、会社登記機関に登録された資本の実際の払込み額とする。</p> <p>2 株式有限会社の登録資本の最低限度は、一千万円とする。株式有限会社の登録資本の最低限度をこの金額以上に定める必要がある場合は、法律と行政法規によって別に定める。</p>	<p>ように規定している場合は、法律、行政法規の規定による。</p> <p>2 全株主の貨幣による出資総額は、有限責任会社の登録資本の30%を下回ってはならない。</p> <p>第91条(登録資本) 株式会社の登録資本は、会社登記機関に登録された株式出資総額とする。会社の全発起人の初回出資額は登録資本の30パーセントを下回ってはならず、その残りの部分は発起人が会社成立日より2年以内に全額払い込む。全額を払い込むまでに株式を公募してはならない。募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本は会社登記機関に登録する実際に払い込まれた資本総額とする。株式会社の登録資本の最低限度額は1000万人民元とする。法律、行政法規に株式会社の出資総額の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>は低く評価・換価してはならない。法律、行政法規が評価・換価について規定している場合は、その規定に従う。</p> <p>3 全株主の通貨出資金額は有限責任会社の登録資本の100分の30を下回ってはならない。</p> <p>第81条(登録資本) 発起設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本は会社登記機関に登録する全発起人が引き受けた資本総額とする。会社の全発起人の初回出資額は登録資本の20パーセントを下回ってはならず、その残りの部分は発起人が会社成立日より2年以内に全額払い込む。このうち、投資会社は5年以内に全額を払い込むべし。全額を払い込むまで、第三者に対して株式を募集してはならない。</p> <p>2 募集設立方式により株式会社を設立する場合、その登録資本は会社登記機関に登録する実際に払い込まれた資本総額とする。株式会社の登録資本の最低限度額は500万人民元とする。法律、行政法規に株式会社の登録資本の最低限度額についてより高い規定がある場合は、その規定に従う。</p>	<p>日本における授権資本制度の概念について紹介。</p>
<p>第四回公司法研究会 第I部 「公司法と三資法の整合性」 —— 射手矢好雄 第II部 「関連当事者取引と中小株主保護」 —— 前田重行 JICA 専門家/一橋大学教授 「株式相互保有と関連当事者取引」 —— 布井千博</p>	<p>旧公司法の関連条文</p>	<p>改正公司法草案の関連条文 (2005年7月5日付け)</p>	<p>新公司法の関連条文</p>	<p>研究会における討議事項 (草案をもとに討論) JICA 専門家のコメント</p>
<p>トビックス I 公司法と三資法の関係 ①</p>	<p>第18条(外資企業等) 外国資本投資有限責任会社にもこの法律を適用する。中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業に関する法律が異なる定めはあるときは、その規定に従う。</p>	<p>第18条(外資企業等) 外国資本投資有限責任会社にもこの法律を適用する。中外合資経営企業、中外合作経営企業、外資企業に関する法律が異なる定めはあるときは、その規定に従う。</p>	<p>第218条(外商投資企業への準用) 外商投資による有限責任会社及び株式会社には本法を適用する。外商投資に関する法律に別途規定がある場合はその規定を適用する。</p>	<p>会社法が一般法、外商投資に関する法律が特別法の関係になることを確認。 会社法のいかなる規定が合弁会社、合作会社、独資会社、</p>

285

適用の優先順位				外商投資株式会社に適用されるのかを明らかにしてほしいと指摘。
② 公司法の株主責任にかかわる条文と三資企業の適用関係	関連条文なし	19条 20条 (上記「法人格否認」のところ参照)	20条 21条 (上記「法人格否認」のところ参照)	支配株主の責任に関する条文及び株主による権利濫用禁止及び有限責任濫用禁止に関する規定は、外商投資企業に悪用される可能性があるので、外商投資企業に適用されないことを明確にすべきことであると指摘。
③ 公司法の会社機関係わる条文と三資企業の適用関係	第37条(有限会社の株主) 有限責任会社の株主は全株主によって構成され、株主は会社の権力機構である。株主は本法により職権を行使する。	第39条(有限会社の株主) 有限責任会社の株主は全株主によって構成され、株主は本法により職権を行使する。	第37条(有限会社の株主) 有限責任会社の株主は全株主によって構成され、株主は本法により職権を行使する。	株主総会を前提とした会社法の規定は、合併・合作・独立には適用がないことを明確にすべきだと指摘。
ア 株主会、株主総会にかかわる条文と三資企業の適用関係	第102条(株主総会) 株式会社の株主総会は全株主によって構成され、株主総会は会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。	第116条(株主総会) 株式会社の株主総会は全株主によって構成され、株主総会は会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。	第99条(株主総会) 株式会社の株主総会は全株主によって構成され、株主総会は会社の権力機構であり、本法により職権を行使する。	
イ 監査役 監査役会と三資企業	第52条(監事会・監事) 規模が相当に大きい有限責任会社においては、監事会を置き、監事会は3人以上で構成される。監事会はその構成員から1名の招集人を選任しなければならない。監事会は、株主を代表する者と適当に割合で労働者を代表する者で構成され、その割合は定款で定める。監事会中の労働者を代表する者は、労働者の民主的な選挙で選出される。株主数が少ない若しくは規模が小さい有限責任会社においては、1名ないし2名の監事を置くことができる。	第52条(監事会) 有限責任会社は、登録資本金が500万円以上或いは社員数が200人以上の場合、監事会を設けなければならない。その構成員は3名を下回ってはならない。	第52条(監事会) 有限責任会社は、監事会を設けするものとし、その構成員は3名を下回ってはならない。株主の人数が比較的小さい又は規模が比較的小さい有限責任会社は、1名乃至2名の監事を置き、監事会を設けしないことができる。(新法が有限責任会社の規模を判断する基準を撤廃し、草案の1項と4項を合併。)	監事・監事会を任意に合併・合作・独立会社に設置できることを確認し、設置される監事会においては、従業員代表が3分の1以上でなければならないと指摘。

22

員

	<p>を兼任することができない。</p> <p>第124条(監事) 株式会社において、監事会を置き、監事会は二人以上で構成される。監事会はその構成員から一人の招集人を選任しなければならない。</p> <p>2 監事会は、株主を代表する者と適当な割合で労働者を代表する者で構成され、その割合は定款で定める。監事会中の労働者を代表する者は、労働者の民主的な選挙で選出される。</p> <p>3 董事・経理及び財務責任者は、監事を兼任することができない。</p>	<p>会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p> <p>3 監事会は主席1名を置き、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し、主宰する。</p> <p>4 有限責任会社は、登録資本金と社員数が本条第一項に規定する数を下回る場合、1名乃至2名の監事を置くことができる。</p> <p>5 董事、社長及び高級管理職員は、監事を兼任してはならない。</p> <p>第146条(監事会の構成) 株式会社は監事会を設け、その構成員は3名を下回ってはならない。資本金が5000万人民元以上の株式会社は、株主代表及び適当な比率の従業員代表を含むなければならない。そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。(従業員代表比率を明文追加。) 具体的な比率は会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p> <p>3 監事会は主席1名を置き、副主席を置くことができる。監事会の主席及び副主席は、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し、主宰する。</p>	<p>代表比率を明文追加)、具体的な比率は会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p> <p>3 監事会は主席1名を置き、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会会議を招集し、主宰する。</p> <p>4 董事及び高級管理職員は、監事を兼任してはならない。</p> <p>第118条(監事会の構成) 株式会社は監事会を設け、その構成員は3名を下回ってはならない。</p> <p>2 監事会は、株主代表及び適当な比率の会社の従業員代表を含むなければならない。そのうち、従業員代表の比率は3分の1を下回ってはならない。(従業員代表比率を明文追加。) 具体的な比率は会社定款に定める。監事会の従業員代表は、会社従業員が従業員代表大会、従業員大会又はその他の形式を通じて民主的選挙によって選出する。</p> <p>3 監事会は主席1名を置き、副主席を置くことができる。監事会の主席及び副主席は、全監事の過半数の選挙により選出する。監事会主席は監事会会議を招集し、主宰する。監事会主席が職務を履行できない、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会</p>
--	--	---	--

トビックス2 関連取引禁止 ① 取締役の職務、 職務等	新法16条に対応する条文なし 第59条(忠実義務) 董事・監事・経理は、定款を遵守し、職務を忠実に履行し、会社の利益を守り、会社における地位と権限を利用して自己の利益を図ってはならない。 2 董事・監事・経理は、その権限を利用して、他の不正な収入を受け、若しくは会社の財産を侵害してはならない。 第60条(貸金等の禁止) 董事、経理は、会社の資金を横領し、若しくは会社の資金を他人に貸し与えてはならない。 2 董事・経理は、会社資産を自己の個人名義若しくはその他の人の個人名義で開設した口座に預け入れてはならない。 3 董事・経理は、会社資産をその会社の株主若しくはその他の人の債務の担保として提供してはならない。 第61条(競業禁止義務等) 董事・経理は、その会社と同類の営業若しくは会社に損害を与える活動を行い又は他人のために行ってはならない。これらの営業若しくは活動は、その収入が会社に帰属させなければ	副社長が監事会を招集し、主事し、監事会副社長が職務を履行できない場合、又は職務を履行しない場合は、半数以上の監事が共同で推薦する1名の監事が監事会を招集し、主事する。 4 董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。	1名の監事が監事会を招集し、主事する。 4 董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。	ドイツと日本における関連 当事者取引について紹介
新法16条に対応する条文なし 第65条(忠実義務) 董事・監事・経理及びその他の高級管理者は、定款を遵守し、職務を忠実に履行し、会社の利益を守り、会社における地位と権限を利用して自己の利益を図ってはならない。 2 董事・監事・経理及びその他の高級管理者は、その権限を利用して、他の不正な収入を受け、若しくは会社の財産を侵害してはならない。 第66条(貸金等の禁止) 董事、経理及びその他の高級管理者は、会社の資金を横領し、若しくは会社の資金を他人に貸し与えてはならない。 2 董事・経理及びその他の高級管理者は、会社資産を自己の個人名義若しくはその他の人の個人名義で開設した口座に預け入れてはならない。 3 董事・経理及びその他の高級管理者は、会社資産をその会社の株主若しくはその他の人の債務の担保として提供してはならない。 第67条(競業禁止義務等) 董事・経理及びその他の高級管理者は、その会社と同類の営業若しくは会社に損害を与える活動を行い又は他人のために行ってはならない。これらの営業若しくは活動は、その収入が会社に帰属させなければ	第16条(投資又は担保提供) 投資又は担保提供は、他人のために担保を提供する場合は、会社定款の規定に従い、董事、株主又は株主総会が決議する。会社定款が投資又は担保の総額及び個別の投資又は担保の金額について限度額を定めている場合は、その所定の限度額を超えてはならない。会社が会社の株主又は実質支配者のために担保を提供する場合は、株主又は株主総会の決議を経なければならない。 2 前項に定める株主又は前項に定める実質支配者の支配を受ける株主は、前項に定める事項に関する議決に参加してはならない。かかる議決は会議に出席するその他の株主の保有する議決権の過半数によって採択する。(新法が本条を追加) 第149条(禁止事項) 董事、高級管理職には、次の各号に掲げる行為があつてはならない。 (1) 会社の資金を流用すること (2) 会社の資金を自分の個人名義又はその他の個人名義で口座を開き預金すること (3) 会社定款の規定に反し、株主、株主総会又は董事会の同意を得ず、会社の資産を他人に貸し付け、又は会社の財産を他人のために担保として提供すること (4) 会社定款の規定に反し、又は株主、株主総会又は董事会の同意を	1名の監事が監事会を招集し、主事する。 4 董事、高級管理職は、監事を兼任してはならない。	ドイツと日本における関連 当事者取引について紹介	

28

<p>2 董事・経理は、定款で定める場合、若しくは株主総会が同意した場合を除いて、会社と契約若しくは取引をしてはならない。</p>	<p>2 董事・経理及びその他の他の高級管理者は、定款で定める場合、若しくは株主総会が同意した場合を除いて、会社と契約若しくは取引をしてはならない。</p> <p>3 董事・経理及びその他の他の高級管理者は、誠信の原則を遵守し、会社の最大の利益を出发点として誠意をもって職務を執行し、真面目に、誠実に、勤勉にその職権の範囲内で職権を行使しなければならない。</p> <p>4 董事・経理及びその他の他の高級管理者は株主会の同意なしに、職務上の便宜を利用して自己或いは他人が会社から商業上のチャンスを取得してはならず、会社との取引の手数料を受領してはならない。</p>	<p>2 董事・経理及びその他の他の高級管理者は、定款で定める場合、若しくは株主総会が同意した場合を除いて、会社と契約若しくは取引をしてはならない。</p> <p>3 董事・経理及びその他の他の高級管理者は、誠信の原則を遵守し、会社の最大の利益を出发点として誠意をもって職務を執行し、真面目に、誠実に、勤勉にその職権の範囲内で職権を行使しなければならない。</p> <p>4 董事・経理及びその他の他の高級管理者は株主会の同意なしに、職務上の便宜を利用して自己或いは他人が会社から商業上のチャンスを取得してはならず、会社との取引の手数料を受領してはならない。</p>	<p>得ずに、自社と契約を締結し、又は取引を行うこと (5) 株主会又は株主総会の同意を得ずに、職務上の便宜を利用して自己のため、又は他人のために会社の商機を奪い、在任する会社と同種の業務を自営し、又は他人のために経営すること (6) 他人と会社との取引のコミッションを受け取り自己のものとすること (7) 会社の機密を無断で開示すること (8) 会社に対する忠実義務に反するその他の行為</p> <p>2 董事、高級管理職が前項の規定に違反して取得した収入は会社の所有に帰属させなければならない。</p>	
<p>第 62 条 (秘密の保持) 董事・監事・経理は、法律の規定による場合、若しくは株主総会の同意による場合を除くほか、会社の秘密を漏洩してはならない。</p> <p>第 63 条 (賠償責任) 董事・監事・経理は、会社の職務を遂行するにあたり、法律と行政法規若しくは定款に違反し、会社に損害を与えたときは、賠償責任を負う。</p>	<p>第 69 条 (秘密の保持) 董事・監事・経理及びその他の他の高級管理者は、法律の規定による場合、若しくは株主総会の同意による場合を除くほか、会社の秘密を漏洩してはならない。</p> <p>第 70 条 (賠償責任) 董事・監事・経理及び高級管理者は、会社の職務を遂行するにあたり、法律と行政法規若しくは定款に違反し、会社に損害を与えたときは、賠償責任を負う。</p>	<p>第 69 条 (秘密の保持) 董事・監事・経理及びその他の他の高級管理者は、法律の規定による場合、若しくは株主総会の同意による場合を除くほか、会社の秘密を漏洩してはならない。</p> <p>第 70 条 (賠償責任) 董事・監事・経理及び高級管理者は、会社の職務を遂行するにあたり、法律と行政法規若しくは定款に違反し、会社に損害を与えたときは、賠償責任を負う。</p>	<p>第 113 条 (董事会への出席等) 董事会会議は、董事本人が出席しなければならない場合、董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の他の董事に委任して代理出席させることができるとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。</p> <p>2 董事会は、会議の議事の決定について議事録を作成しなければならないが、会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。</p> <p>3 董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会の決議</p>	
<p>第 118 条 (董事の職務・責任) 董事会の会議は、董事本人が出席しなければならない場合、董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の他の董事に委任して代理出席させることができるとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。</p> <p>2 董事会の議事の決定は議事録に記録し、会議に出席した董事及び記録員は議事録に署名しなければならない。</p> <p>3 董事は董事会の決議に責任を負わなければならない。董事会の決議が法律又は行政法規若しくは定款に反し、その</p>	<p>第 137 条 (董事の職務・責任) 董事会の会議は、董事本人が出席しなければならない場合、董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の他の董事に委任して代理出席させることができるとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。</p> <p>2 董事会の議事の決定は議事録に記録し、会議に出席した董事及び記録員は議事録に署名しなければならない。</p> <p>3 董事は董事会の決議に責任を負わなければならない。董事会の決議が法律又は行政法規若しくは定款に反し、その</p>	<p>第 137 条 (董事の職務・責任) 董事会の会議は、董事本人が出席しなければならない場合、董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の他の董事に委任して代理出席させることができるとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。</p> <p>2 董事会の議事の決定は議事録に記録し、会議に出席した董事及び記録員は議事録に署名しなければならない。</p> <p>3 董事は董事会の決議に責任を負わなければならない。董事会の決議が法律又は行政法規若しくは定款に反し、その</p>	<p>第 113 条 (董事会への出席等) 董事会会議は、董事本人が出席しなければならない場合、董事は、事情により出席できない場合、書面によりその他の他の董事に委任して代理出席させることができるとし、委任状に授権範囲を明記しなければならない。</p> <p>2 董事会は、会議の議事の決定について議事録を作成しなければならないが、会議に出席した董事は、議事録に署名しなければならない。</p> <p>3 董事は、董事会の決議について責任を負わなければならない。董事会の決議</p>	

(2)

20

<p>株式総会決議の無効と取消</p>	<p>結果、会社に重大な損害を与えたときは、決議に参加した董事は会社に対し賠償する責任がある。ただし、表決の際に異議を表明し、それが議事録に記載されていることを証明したときは、その董事は責任を免れる。</p> <p>新法第 125 条と対応する条文なし</p>	<p>議に反し、その結果、会社に重大な損害を与えたときは、決議に参加した董事は会社に対し賠償する責任がある。ただし、表決の際に異議を表明し、それが議事録に記載されていることを証明したときは、その董事は責任を免れる。</p> <p>新法第 125 条と対応する条文なし</p>	<p>が法律、行政法規又は会社定款、株主総会決議に違反し、会社に重大な損失を与えた場合、決議に賛成した董事は、会社に対して賠償責任を負う。但し、議決に際して異議を表明し、かつ議事録に記載されていることが証明されたときは、当該董事の責任は免除することができる。</p> <p>第 125 条 (議決権行使の制限等) 上場会社の董事は、董事会決議の決議事項に関わる企業と関連関係を有する場合、当該決議事項について議決権を行使してはならず、またその他の他の董事の議決権の行使を代理することもできない。当該董事会決議は、過半数の関連関係のない董事が出席すれば開催することができ、董事会決議で行う決議は、関連関係のない董事の過半数により採択することを要する。董事会に出席した関連関係のない董事の人数が 3 人に満たない場合は、当該事項について上場会社の株主総会で審議を求めなければならない。</p>	<p>合併無効の断えを認められた場合において、登記抹消を含める合併解消の手続きについて慎重に取り扱うべきである」と指摘。</p> <p>第 22 条 (決議等の法律違反) 会社の株主会、株主総会又は董事会が決議した内容が法律又は行政法規に違反する場合は、これを無効とする。</p> <p>2 株主会、株主総会又は董事会の会議招集手続又は議決方式が法律、行政法規又は会社定款に違反する場合、又は決議の内容が会社定款に違反する場合は、株主は決議が出された日から 60 日以内に人民法院に取消を請求することができる。</p> <p>3 株主が前項の規定に従い訴訟を提起した場合は、人民法院は会社の請求に</p>
---------------------	--	---	--	--

トピックス3 株主代表訴訟	株主代表訴訟に関連する条文なし	<p>第71条(株主代表訴訟) 董事、高級管理者が前項の規定に違反して会社に損害をあたえた場合、株主は書面により監事会に提訴を求めることができる。監事会を設けない有限責任会社は、株主は書面により監事に提訴を求め、株主は書面に記載した事項の規定に違反して、会社に損害を与えた場合、株主は董事会に提訴を求め、株主は書面により執行董事に提訴を求め、株主は書面に記載した事項を請求することができる。</p> <p>2 監事会、監事もしくは董事会、執行董事が前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴訟の提起を拒否する場合、又は請求を受領した日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急の利益に補填しがたい損害をもたらした場合、株主は会社を代表して、人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。</p>	<p>応じて株主に相当の担保を提供するよう要求することができる。</p> <p>4 会社が株主会、株主総会又は董事会の決議に基づきすでに変更登記を行った場合は、人民法院がかかる決議の無効を宣告し、又はかかる決議を取り消した後に、会社は会社登記機関に対し変更登記の取消を申請しなければならない。</p> <p>第152条(株主代表訴訟) 董事、高級管理職に本法第150条に定める事由がある場合、有限責任会社の株主、連続180日以上単独で又は合計で会社の1パーセント以上の株式を保有する株式会社の株主は、書面により監事会又は監事会を設けない有限責任会社の監事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。監事に本法第151条に定める事由がある場合、上記株主は、書面により董事会又は董事会を設けない有限責任会社の執行董事に人民法院への訴訟の提起を請求することができる。</p> <p>2 監事会、監事会を設けない有限責任会社が前項に定める株主の書面による請求を受領した後、訴訟の提起を拒否する場合、又は請求を受領した日から30日以内に訴訟を提起しない場合、又は状況が緊急であり、直ちに訴訟を提起しなければ会社の利益に補填しがたい損害をもたらさうる場合、前項に定める株主は会社の利益のため、自己の名称により人民法院に直接訴訟を提起する権利を有する。</p> <p>3 他人が会社の適法な権益を侵害し、会社に損失をもたらした場合、本条第1項に定める株主は、前2項の規定に基づき、人民法院に訴訟を提起することができる。(新法が本項を追加)</p> <p>第153条(株主に損害を与えた場合の</p>	日本及びドイツにおける親子会社間の関連取引について紹介
------------------	-----------------	---	--	-----------------------------

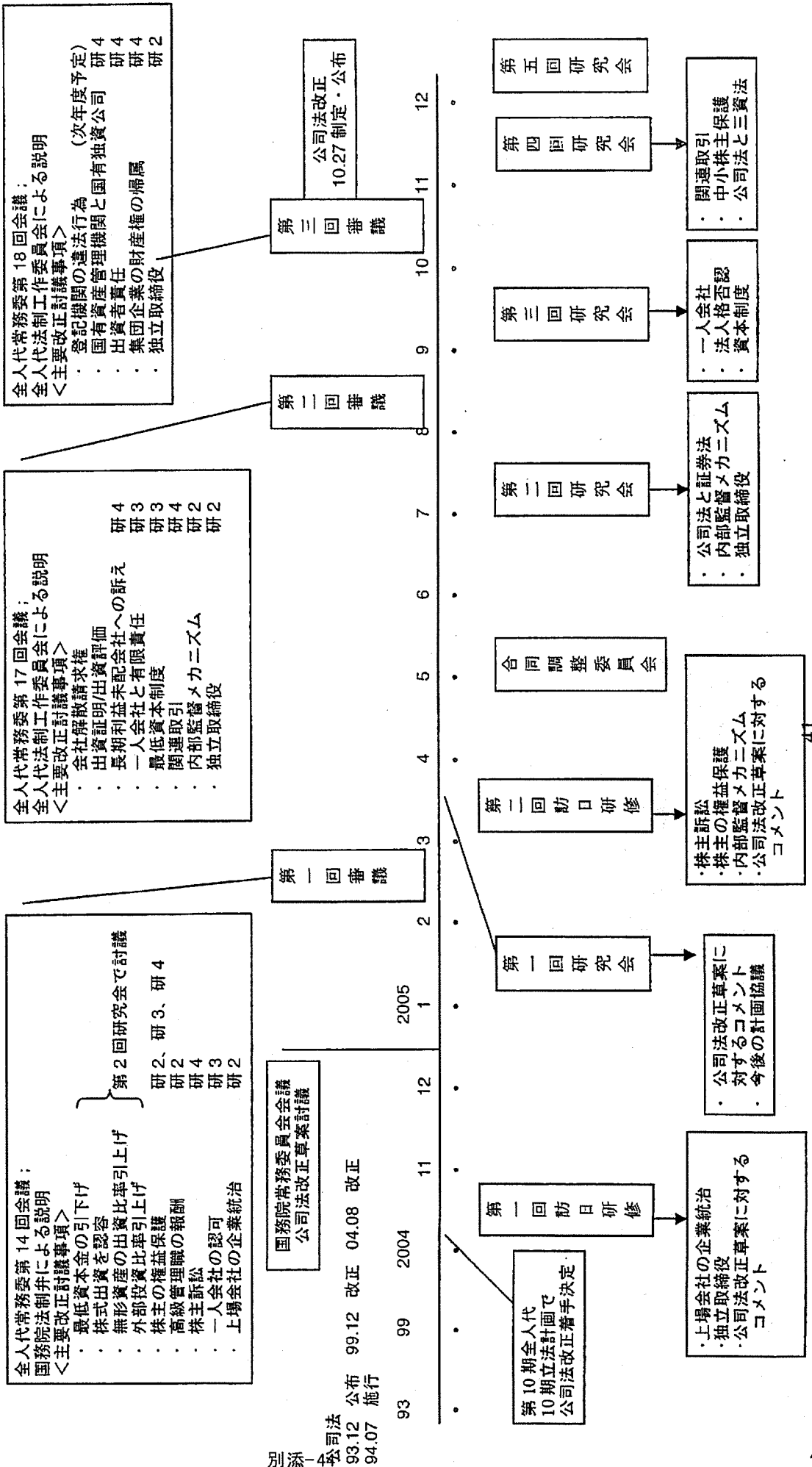
株主直接訴訟	<p>第111条（差止訴訟）株主総会・董事の決議が法律又は行政法規に反し、株主は、合法的な利益を侵害する場合は、株主は、違法行為と侵害行為の差止を求めて人民法院に提訴することができる。</p>	<p>第72条（株主に損害を与えた場合の訴訟）董事、経理及びその他の高級管理職が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反して、株主の利益を損なった場合、株主は人民法院に訴訟を提起し、あるいは監事に提訴を委託（新法がこの文言を削除）することができる。</p>	<p>訴訟）董事、高級管理職が法律、行政法規又は会社定款の規定に違反し、株主の利益を損なった場合、株主は人民法院に対して訴訟を提起することができる。</p>
--------	--	---	--

（注）

40

公司法立法経緯および主な改正点

注：研〇は、当該プロジェクトの第〇回研究会において取り上げた論点であることを意味する。



41

5 項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
1. 妥当性	1-1 必要性	<ul style="list-style-type: none"> 相手国の開発政策との整合性はあるか？ ターゲット・グループのニーズに合致しているか？ 	中国の開放政策における経済関連法規整備の位置づけ	事前評価書、実施機関コメント	・資料レビュー ・インタビュ	中国は国家目標として2010年を目途に社会主義市場経済における法システムの構築を掲げており、第10期全国人民代表大会立法計画(2003~2006年)において、今回の対象法令である公司法、独占禁止法が緊急性のある第一類に分類されている他、市場流通関連連法分野については、WTO加盟議定書の約束履行期限が迫っていることから実施の意義は高い。	
		<ul style="list-style-type: none"> 日本の援助政策・JICA国別事業実施計画との整合性はあるか？ 	日本の対中協力における経済法整備の位置づけ	事前評価書、実施機関コメント、外務省ホームページ	・資料レビュー	2001年10月に閣議決定された対中国経済協力計画の重点分野「改革・開放支援」の「市場経済化の担い手である民間の活動を活性化させるために、経済活動を律する法制度の確立などがヴァナナス(良い統治)強化を支援する。」に合致する。また、同重点分野「民間活動支援」とも関係する。	
	1-2 手段の適切性	1-1-(1) 立法支援におけるターゲット・グループの選定は適正か？ 1-1-(2) ・日本の技術の優位性はあ るか？(日本に対象技術のノウ ハウが蓄積されているか、 日本の経験を生かせるかな ど)	・草案の起草(主管部門)、審査(国務院)、審議(全人代)関係者が活動に参加したかどうか。	・研究会、訪日研修の中国側参加者の内訳 中国側が日本に協力を要請した理由	・研究会報告書、訪日研修資料等(別添1-3)「C/P配置一覧表」 高務部等関係機関	・資料レビュー インタビュ	ターゲット・グループは法案の調査・研究、起草、審議、公布後の適用・執行に直接携わる人たちであり、選定は適切である。 中国は日本以外の国の法律も比較研究している。しかし、中国側は思想・文化に共通点が多く、また、経済発展の過程で法整備をすすめた日本の歴史に関心があるとともに、緻密な運用・執行体制をとる日本に参考にすべき点が多いとしている。
1-3 その他	・事前評価以降のプロジェクトをとりまく環境(政策、経済、社会等)の変化はないか？	環境変化の有無、変化の内容	高務部等関係機関	インタビュ	特に変化はない。WTO加盟との関連で早期実施の必要性は更に高まっているといえる。		

205

改革・開放を進める中国にとり、経済法・企業法の制定・改正は必要性、優先度の高い課題であるとともに、当該課題への協力は日本の対中協力方針とも整合している。WTO加盟に伴い、中国は国際社会の理解を得やすい法制度を必要とする反面、中国は社会主義市場経済という独自の経済社会発展戦略を取っており、外国の法制度を参考しつつ現在の中国の経済社会状況に合った中国独自の法制度の構築が進められている。本プロジェクトでは、研究会・セミナー開催及び訪日研修員の受入を行うて立法・審議及び法令の運用・執行にかかるとして中国の草案に対する立法助言及び関連する日本の法制度等の紹介を行っている。本プロジェクトは、協力のアプローチは適切であり、全体として本プロジェクト実施の妥当性は高いと言える。

妥当性の総合的評価

評価グリッド(2/4)

5項目	評価設定		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
2. 効率性	2-1 アウトプットの達成度(公司法サブプロジェクトの達成度はどうか)		<ul style="list-style-type: none"> ・公司法の新旧条文及び草案との比較 ・主要改正点(1) 投資・起業促進、(2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス)、(3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム(4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性の観点から、(別添1) 達成度グリップ(投入実績・活動)(別添2) 達成度グリップ(成果) 		<ul style="list-style-type: none"> ・改正前及び後の条文及び草案 ・中国側関係者 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・インタビュー 	<p>改正公司法は、2005年10月全人代において成立し2006年1月より施行される。(別添2-1)「公司法主要改正点」に見る如く、</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 投資・起業促進 (2) 会社の健全な経営(会社設立の規範化及びコーポレートガバナンス) (3) 株主・債権者の合法的権益を保護する健全なメカニズム (4) 関連法(証券法、三資法、破産法、M&A関連法、国有資産管理法等)との法的整合性の観点から、(別添1) 達成度グリップ(投入実績・活動)(別添2) 達成度グリップ(成果) <p>改正公司法は、2005年10月全人代において成立し2006年1月より施行される。(別添2-1)「公司法主要改正点」に見る如く、</p>
			<ul style="list-style-type: none"> ・実績(成果) 				

る

評価グリッド(3/4)

5項目	評価設問		必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目				
2. 効率性	2-2 因果関係(公司法サブプロジェクトのみ)	2-2-(1) アウトプットを産出するため に十分な活動か？	<ul style="list-style-type: none"> ・改正前及び後の条文及び草案 ・研究会報告書、訪日研修資料等 ・中国側関係者(別添1)「達成度グリッド1」(投入実績・活動) ・(別添2)「達成度グリッド2」(成果)及び添付資料 	<ul style="list-style-type: none"> ・資料レビュー ・インタビュー ・刊行物 	別添資料に見る通り改正内容はプロジェクト活動で討議された内容が反映されており、適切な活動内容であったと見られる。	
		2-2-(2) アウトプットを産出するため に十分な投入であったか？	<ul style="list-style-type: none"> ・実績(活動、成果) 	<ul style="list-style-type: none"> ・投入実績(別添1)「達成度グリッド1」(投入実績・活動) 		投入はアウトプットの産出に効果的に活用されている。

205

20

評価グリッド(4/4)

5 項目	評価設問		判断基準・方法	必要なデータ	情報源	データ収集方法	調査結果
	大項目	小項目					
	2-3 タイミング(全サブプロジェクト)	2-3-(1) 計画に沿って活動を行うために、投入がタイミグ良く実施されたか。実施されているか？	<ul style="list-style-type: none"> ・当初計画と投入実績の比較 ・立法計画と投入実績の比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・対象法令の立法・審議スケジュール ・実績(投入) 	(全サブプロジェクト) (別添1-2)投入計画/実績比較表 (公司法サブプロジェクト) (別添2-3)「公司法立法経緯および主な改正点」		調査結果 活動の一部に当初計画よりも若干遅れが生じたものが見られる。
	2-4 コスト(全サブプロジェクト)	2-4-(1) 類似プロジェクトと比較してアウトプットは投入予定のコストに見合ったものか？	<ul style="list-style-type: none"> ・類似案件の総投入コスト、1回の研修にかかるユニットコストとの比較 	<ul style="list-style-type: none"> ・総投入コスト ・類似案件のアウトプットの種類 	JICA 商務部	インタビュー	中国側カウンタートパートの能力が高く、また、日本側はプロジェクトの業務調整にコンサルタンを用いて、さらに各活動の課題の明確化を図っている。学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ている。全体として比較的少ない投入でアウトプットが得られている。本プロジェクト実施の効率性は高い。
	効率性の総合的評価						中国側カウンタートパートの能力が高く、また、日本側はプロジェクトの業務調整にコンサルタンを活用し、さらに各活動の課題の明確化を図っている。学識経験者等の専門性の高い人員による派遣や日本研修を短期集中して知識移転を行うことで成果を得ている。効率性は高い。

20